

第94回北海道国土利用計画審議会

議事録

開催日時：平成28年8月24日(水) 13:25～15:45
開催会場：第二水産ビル 3階3G会議室

第94回北海道国土利用計画審議会

- 次第
- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題

- 北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について
- 国土利用計画（北海道計画）の変更について
- その他

- 4 閉 会

○ 出席者

(委員側)

会長	中 村 太 士
委員	石 崎 香 理
〃	石 本 留美子
〃	大 場 英 彦
〃	岡 村 雅 敏
〃	工 藤 博 行
〃	小 林 康 雄
〃	迫 田 宏 治
〃	永 野 仁
〃	畠 山 京 子
〃	平 間 育 子

(道側)

総合政策部政策局土地水対策課
〃

課長 城 田 敏 樹
主幹 平 賀 功 浩

(事務局)

総合政策部政策局土地水対策課
〃

主査 松 本 慎 一
主任 夏 堀 祐 子

(関係課)

環境生活部環境局環境政策課
環境生活部環境局生物多様性保全課
農政部農業経営局農地調整課
〃
水産林務部林務局森林計画課
〃
建設部土木局河川砂防課
建設部まちづくり局都市計画課
〃
〃

主査 大 月 淳
主査 増 本 弘 次
主査 行 天 真 人
技師 川 上 広 樹
主査 米 山 とみ
主事 河 野 篤
主査 吉 崎 貴 博
主査 酒 井 涉
主任 大 西 浩 文
技師 今 井 寛 元

1 開会

□ 事務局（城田課長）

定刻5分前ではございますが、皆様お集まりくださいましたので、ただ今から、第94回北海道国土利用計画審議会を開催させていただきます。

会長にお渡しするまで、本日の司会を務めさせていただきます、北海道総合政策部政策局土地水対策課長の城田でございます。この4月から、この審議会の本事務局を担当させていただいております。

本来であれば、会議の開催に当たりまして、私の上司でございます総合政策部の岸計画推進担当局長から、ご挨拶を申し上げるところでございますが、急遽、用務のため上京いたしまして、誠に恐縮ではございますけれども、私から一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

2 挨拶

□ 事務局（城田課長）

本日は、大変お忙しい中、また、先週末三度にわたって台風に見舞われ、各地で被害が相次ぐ中、そして交通事情の大変悪い中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

中村会長をはじめ委員の皆様方には、日頃から土地水対策行政の推進、そして、道行政の推進につきまして、ご指導、ご協力を賜り、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の審議会でございますけれども、次第でございますとおり、土地利用基本計画の変更、そして、今回新たに、国土利用計画の北海道計画の変更につきまして、ご審議をいただくこととしております。

道におきましては、今年の3月、今年度を始期といたします新たな「北海道総合計画」を策定しております。この計画の中では、「輝きつづける北海道」ということをテーマといたしまして、人口減少問題や本道の強靱化などに対応して、北海道の多様な価値や強みを活かした取組を進めることとしていただいております。

こうした中、土地利用のあり方に関しましても、人口減少に伴う国土の管理水準の低下ですとか、大規模災害の切迫、こうした様々な課題への対応が求められているところでございます。

この議題の一つでございます「国土利用計画（北海道計画）」に関しましては、前回の審議会でも若干ご説明いたしました。土地利用をめぐる状況の変化を踏まえながら、今年度中にこの変更をするということにしておりまして、本日は、その素案の案、という形でございますが、これにつきまして皆様方からご意見等をいただきたいと考えております。

今日は長時間にわたるかと思いますが、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

□ 事務局（城田課長）

続きまして、本日の会議の定足数の関係でございますが、本日、委員総数15名のうち11名の委員のご出席をいただいております。2分の1以上の出席がございまして、北海道国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、この審議会につきましては、北海道情報公開条例第26条の規定によりまして、会議を原則、公開することとしており、また、議事録につきましても同様の取扱いということとしておりますので、後ほど、会長から議事録署名委員のご指名をお願いしたいと思います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、中村会長をお願いいたします。

3 議事録署名委員指名

□ 中村会長

皆様、お忙しい中、ありがとうございます。

先ほどご挨拶にあったとおり、今日は、いつもやっている、北海道土地利用基本計画の変更があつて、それが終わった段階で休憩を挟ませていただいて、その後で、国土利用計画（北海道計

画)の変更について審議することになっています。ちょっと長丁場になってしまいますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、今事務局の方から説明がありました、議事録署名委員について、指名をさせていただきます。

議事録への署名につきましては、会議の都度、指名させていただく2名と、私が行うこととなっておりますので、ご了承ください。

これまで委員名簿の五十音順からその時の出席者に当てはめて、お願いしておりましたので、今回は、永野委員と畠山委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

4 議事（北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について）

□ 中村会長

それでは、議題1の「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」ですが、お手元に諮問文の写しが配付されておりますとおり、8月18日付けで、知事から本審議会に諮問がありましたので、この件についてこれから審議してまいりたいと思います。

それでは、「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更案」について、事務局から説明をお願いいたします。なお、ご意見やご質問については、事務局からの説明の後、一括してお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局から説明をお願いします。

□ 事務局（平賀主幹）

土地水対策課の平賀でございます。よろしくお願いいたします。恐縮ではございますが、座って説明させていただきます。

それでは、議題1の「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」ご説明いたします。前方にスクリーンを用意しておりますので、こちらも併せてご覧いただければと思います。

本日は、農業地域の拡大1件、それから農業地域の縮小2件についてご審議いただくこととしております。

なお、本日配付しております資料につきましては、事前にお配りした資料に、個別審議会の状況欄への記述でございますとか、また、記載誤りなどもありまして、一部修正を加えておりますので、ご了承願います。

さて、本日のご審議の参考としていただくため、これまでも何度かご説明させていただいておりますが、五地域が重複した場合における土地利用基本計画上の取扱いについてご説明いたします。

お手元に「国土利用計画審議会資料」とタイトルの付いているフラットファイルを配付させていただいておりますが、インデックスに「土地利用基本計画」と記載した資料、これが北海道土地利用基本計画書ですが、その14ページ以降に、五地域がそれぞれ重複する場合における土地利用の調整について記述いたしております。

また、これを図表にしたものが、ファイルの一番最後にあります「重複地域における土地利用の調整指導方針」です。こちらをご覧ください。

例えば、左側の「農業地域」全体と上段の「都市地域の市街化区域及び用途地域」がクロスしているところを見ますと、「×」となっておりますので、「農業地域」と「市街化区域及び用途地域」は、制度上又は実態上、重複することができないことを示しています。

本日の農業地域の縮小に係る案件は、これに該当するもので、用途地域に指定するため、農業地域を縮小する必要があるというものでございます。

また、左側の「農業地域の農用地区域」と上段の「都市地域のその他」がクロスしているところを見ますと、左向きの矢印となっておりますので、「農用地区域」と「都市地域のその他」が重複する場合は、下の凡例のとおり、矢印が向いている方向である「農用地区域」の利用を優先することを示しています。さらに、左側の「農業地域のその他」と上段の「都市地域のその他」がクロスしているところを見ますと、「①」ととなっておりますので、両地域が重複する場合は、下の凡例のとおり「農業上の利用を優先するが、土地利用の現況に留意しつつ、都市的な利用を認める」こととなります。

それでは、お手元の資料1によりまして、本日の案件についてご説明させていただきます。

まず1ページをご覧ください。「案件整理表」でございますが、整理番号1が「農業地域の拡大」、2と3が「農業地域の縮小」でございますが、関係する市町村は、美唄市、遠軽町、弟子屈町となっております。

2ページをご覧ください。北海道地図に、変更案件に係る市町村を示しております。ピンク色で塗りつぶしている箇所が「拡大」の地域、黄色で塗りつぶしている箇所が「縮小」の地域でございます。

続いて3ページをご覧ください。これは、土地利用基本計画の変更案件につきまして、委員の皆様にご審議していただく際のポイントを整理したものでございます。ご覧のとおり1から4の項目につきまして、道の合理的な利用を図るために、総合的な視点からご審議いただければと存じます。

それでは、変更案件の内容についてご説明させていただきます。

お手元に、本日の案件の概要をまとめた資料をお配りしておりますので、こちらも参考までにご覧いただければと思います。

それでは、資料1の4ページをご覧ください。

まず、整理番号1「美唄農業地域の拡大」でございます。

案件の概要ですが、本案件は、現況が農地である区域につきまして、平成29年度から農地耕作条件改善事業により暗渠排水工事を実施予定であり、引き続き農地として利用することが確実で、周辺の農業振興地域と一体として総合的な農業振興を図ることが適当であることから、農業地域に指定するというものでございます。

新たに農業地域に指定する面積は、2ヘクタールです。

個別規制法との関係については、今後、美唄農業振興地域の変更手続きが必要となってくるところでございます。

なお、農業振興地域の変更時期につきましては11月を予定しております。

また、市町村長の意見についてですが、国土利用計画法では、土地利用基本計画を変更する場合には、あらかじめ関係市町村長の意見を聴くこととなっております。今般、美唄市長様からは「特に意見のない」旨の回答をいただいているところでございます。

それから、下段でございますけれども、変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、変更前、すなわち現在は、用途地域などの設定がない都市地域のみですが、変更後は、新たに農用地区域が設定された農業地域が加わり、都市地域との重複地域となります。

なお、「都市地域のその他」と「農業地域の農用地区域」が重複する場合は、「農用地区域」の利用を優先することとしています。

続きまして、5ページをご覧ください。変更区域は、美唄市南美唄地区で、JR美唄駅から南東方向へ約2.4キロメートルの位置にあります。

6ページをご覧ください。これは、土地利用基本計画図に変更区域を図示したものです。

なお、これまでの審議会でもご説明させていただいておりますが、それぞれ、赤色の線で「都市地域」、橙色の線で「農業地域」等々記載しておりますが、この線を変更すること、すなわち土地利用基本計画図を変更することについて、ご審議いただくことになっております。

左側と右下側に、都市地域の赤色の線がありまして、小さな短い線、これをケバと呼んでいますが、このケバが向いている方向が、都市地域となっていることを示しています。したがって、変更区域は都市地域に入っていることが分かります。

次の7ページをご覧ください。これは、ただ今の土地利用基本計画図の拡大図でございます。赤枠で囲んだところが、今般、農業地域に拡大する区域です。凡例のとおり、橙色のポツポツで色塗りされた「農業地域」に接しております。本案件は、この区域を「農業地域」に拡大しようとするものでございます。

次の8ページをご覧ください。グーグルの航空写真です。小中学校に隣接しておりますが、周囲には住宅地や畑がございます。赤枠の中は大部分が畑となっており、古くからソバや大豆などの栽培が行われています。赤枠の左下の緑色が多く見える部分は、資材置場として利用されているところです。

なお、先ほど、今般の変更区域は農用地区域に指定すると説明させていただきましたけれども、この資材置場の部分は、農業地域には指定しますが、農用地区域には指定する予定はございません。この部分の面積は0.3ヘクタールほどございます。

続きまして、9ページ、10ページをご覧ください。こちらは、今年6月に撮影した現地の写真です。撮影方向は、右上の写真で示しているとおり3方向から撮影しております。こちらの畑では、病害虫に強い土壌を作るため、ソバ、大豆、小麦などの輪作を行っており、今年は大豆を栽培しています。

続きまして、この区域に関する審議に当たりまして、そのポイントをご説明させていただきます。

3ページにお戻り願います。

まず、ポイント1についてですが、本案件につきましては、現況農地を積極的に有効活用するというもので、土地利用基本計画におきましては、「土地利用の原則」の中で、「農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域」とされておりますことから、整合性が図られていると考えているところでございます。

次にポイント2でございますが、これは、変更後の重複の設定も含めまして五地域区分の設定・変更が妥当かどうかということですが、変更区域は、現在、農地として利用している土地でありまして、引き続き農地として利用・保全を図るものでございますことから、農業地域に指定することは妥当と考えます。

また、変更後は、「都市地域のその他」と「農業地域の農用地区域」が重複することになりますが、この場合、先ほどもご説明しましたが、農用地としての利用を優先することとなりますので、重複については、支障はないものと考えております。

次にポイント3でございますが、これは、変更前に五地域区分が重複している場合におきまして、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということでございますが、変更前は五地域が重複していませんので、この項目については該当しておりません。

最後にポイント4でございますが、変更地域は、農業地域に接しており、一体となって利用が図られるものであることから、農業地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えます。以上で「美唄農業地域の拡大」についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、整理番号2「遠軽農業地域の縮小」についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。本案件は、当該地域が用途地域に隣接する地域で、既に住宅や運動施設が立地していることや、新たな運動施設の建設が予定されていること、高規格幹線道路のインターチェンジの供用に伴い土地利用の変化が想定されますことなどから、遠軽町といたしましては、今後、都市的土地利用を予定している地域であるとして、今般、用途地域に指定することから、総合的な農業の振興を図る必要がないため、農業地域から除外するものです。

農業地域を縮小する面積は2.2ヘクタールで、現況は、宅地が12.9ヘクタール、道路が4.2ヘクタール、雑種地が3.6ヘクタール、林が0.8ヘクタールとなっております。

個別規制法の審議会の関係につきましては、用途地域の指定に関しまして、遠軽町の都市計画審議会が今月の29日に開催される予定となっております。その後、都市計画決定に係る道との協議を行うこととなります。

市町村長の意見につきましては、「特に意見のない」旨回答をいただいております。

変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、現在は、都市地域と農業地域の重複地域となっておりますが、変更後は、用途地域を指定した都市地域のみとなります。これは、先ほど申しましたように、農業地域と用途地域は重複することができませんので、当該地域については、町として都市的土地利用を予定しており、今後、農業地域としての活用は見込まれないということで、新たに用途地域に指定するため農業地域を縮小するというものでございます。

12ページをご覧ください。これは、今回の変更区域の位置を示しております。

13ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。

続きまして14ページをご覧ください。ただ今の土地利用基本計画図を拡大したものでございます。①から④まで箇所が分かれておりまして、黒枠で囲んだところが、今般、農業地域を縮小する区域でございます。

続きまして15ページをご覧ください。これが先ほど①としました西町地区の拡大図でございます。

次の16ページをご覧ください。西町地区の航空写真でございます。住宅地となっております。

17ページをご覧ください。こちらは、今年6月に撮影した現地の写真でございます。町道が整備され、住宅が張り付いている様子がお分かりいただけると思います。

続きまして18ページをご覧ください。これは先ほど②としました南町地区福路2丁目と、③の南町地区寿町の土地利用基本計画図の拡大図でございます。

次の19ページをご覧ください。②の南町地区福路2丁目の航空写真でございます。

続きまして20ページをご覧ください。温水プールがあり、②と③に見える箇所には人工芝のサッカー場兼ラグビー場が建設される予定で、来年4月のオープンに向け、本工事が始まっているところでございます。

続きまして21ページをご覧ください。南町地区寿町の航空写真です。

22ページをご覧ください。ご覧のように、一部が住宅地となっております。

続きまして23ページをご覧ください。先ほど④としました南町地区豊里の土地利用基本計画図の拡大図でございます。

次の24ページをご覧ください。南町地区豊里の航空写真です。

25ページをご覧ください。資材倉庫、コンクリート工場、自動車整備工場等が立地しています。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明させていただきます。

まず、ポイント1についてですが、本案件につきましては、既に一部住居地域化している地区でありますとか、運動施設が立地していることなどから、町において都市的土地利用を予定して、新たに用途地域に指定するというものでありますので、国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられている「土地利用の基本方向」等に合致しているものと考えます。

ポイント2につきましては、当該地域は、今後、都市的土地利用を進めていくために用途地域を設定しようとするものであり、農業地域と用途地域は重複できないことから、農業地域の縮小については妥当と考えております。

次にポイント3でございますが、変更区域は、「都市地域のその他」と「農業地域のその他」の重複地域にありますが、この場合、「重複地域における土地利用の調整指導方針」では、「農業上の利用を優先するが、土地利用の現況に留意しつつ、都市的な利用を認める」となっておりますので、支障のないものと考えているところでございます。

最後にポイント4でございますが、今回の変更区域につきましては、遠軽町で「都市計画マスタープラン」というものを作成しておりまして、それぞれそのマスタープランに即して用途地域を指定するというもので、そういった計画に沿って進めるということでございまして、農業地域の縮小による他地域への悪影響はないものと考えております。

以上が「遠軽農業地域の縮小」についてでございます。

最後になりますが、整理番号3「弟子屈農業地域の縮小」についてご説明させていただきます。

26ページをご覧ください。本案件は、先ほどの遠軽町と同じように、今後、都市的土地利用を予定している地域であるとして、今般、用途地域に指定することから、総合的な農業の振興を図る必要がないため、農業地域から除外するものです。

農業地域を縮小する面積は18ヘクタールで、現況は、宅地が15.5ヘクタール、道路が2.1ヘクタールとなっております。

個別規制法の審議会の状況につきましては、弟子屈町の都市計画審議会が今月の25日に予定されておりまして、その後、都市計画決定に係る道との協議を行う予定です。

弟子屈町長様からは「特に意見のない」旨回答をいただいております。

変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、現在は、都市地域と農業地域が重複し、更に、一部に森林地域が重複する地域となっておりますが、変更後は、農業地域が除外されまして、用途地域を設定した都市地域の一部に森林地域が重複する形となります。

続いて27ページをご覧ください。変更区域の位置図でございます。

28ページをご覧ください。土地利用基本計画図です。

29ページがその拡大図でございます。①から③の、黒枠で囲んだところが、今回の変更区域でございます。

30ページをご覧ください。①としました美里地区の拡大図でございます。

次の31ページをご覧ください。美里地区の航空写真です。幼稚園や住宅等が建ち、一部が林となっています。

32ページをご覧ください。こちらは、今年6月に撮影した現地の写真です。

続きまして33ページをご覧ください。②としました泉第一地区と、③の泉第二地区の土地利用基本計画図の拡大図でございます。

次の34ページをご覧ください。航空写真です。

35ページ、36ページをご覧ください。35ページの①の写真で中央の道路を挟んで建っているのが町営住宅です。36ページの②の手前は公務員宿舎で、左奥側に見えるのが摩周厚生病院です。④で駐車場の右側奥に見えるのが、「泉ふれあいセンター」という町の施設で、③はその隣にある「泉子供の広場」です。パークゴルフ場なども隣接している地域でございます。

最後になりますが、この変更区域に関する審議のポイントですが、先程来、ご説明しておりますように、既に住宅や医療施設、幼稚園等が立地しておりますので、今後、町において都市的土地利用を予定していることから、新たに用途地域に指定するというものでありますので、国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられている「土地利用の基本方向」等に合致しているものと考えます。

次にポイント2でございますが、今後、都市的土地利用を進めていくために用途地域を設定しようとするものであり、農業地域と用途地域は重複できないことから、農業地域の縮小については妥当と考えているところでございます。

次にポイント3でございますが、変更区域は、「都市地域のその他」と「農業地域のその他」、また一部が「地域森林計画対象民有林である森林地域」との重複地域にあります。「重複地域における土地利用の調整指導方針」では、「都市地域のその他」と「農業地域のその他」に関しては、「農業上の利用を優先するが、土地利用の現況に留意しつつ、都市的な利用を認める」となっており、「都市地域のその他」と「森林地域のその他」に関しては、「森林としての利用の現況に留保しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める」とありますので、支障のないものと考えます。

なお、「農業地域のその他」と「森林地域のその他」に関しては、「森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める」とされておりますので、これについても支障のないものと考えます。

最後にポイント4でございますが、変更区域は、弟子屈町の都市計画マスタープランにおきまして都市的土地利用を図るということとなっておりますので、農業地域の縮小による他地域への悪影響はないものと考えております。

以上が「弟子屈農業地域の縮小」についてでございます。

以上で土地利用基本計画の変更案件の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□ 中村会長

はい、ありがとうございました。それでは、一つ一ついきますか。

まず、美唄農業地域について、これについて、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

(発言なし)

特にありませんか。今、現状、農地として使われている場所なんですけども。よろしいでしょうか。

(複数委員から「はい」の発言あり)

それでは、2番目の遠軽農業地域。これは、農業地域を減らして都市地域の用途地域とするというのですが、これはいかがでしょう。

□ 大場委員

ちょっと、確認なのですが、縮小区域の③、14ページ、それと21ページの写真なんですけれども、これを見ると、道路から住宅の部分が離れて用途地域になっているという状況ですが、今回はこれに繋げる形で用途変更するという事でよろしいでしょうか。

雰囲気的には、道路部分からの区域というふうにちょっと思えたんですけども、この図面を見ると、道路から離れた部分まで、既に「その他の用途地域」になっているので、今回はそれに接続して、この部分の用途を変更するという事ですね。

□ 事務局（平賀主幹）

はい。そこは既に用途地域に入っておりまして、隣接した区域を今回変更するという事になります。

□ 大場委員

はい。その確認だけでした。

□ 中村会長

他に、いかがでしょう。

ええと、私がちょっと気になる所、これは後の方もそうなんですけど、都市地域に編入した場合の、今現状で残っている緑地帯、これの取扱いというのは一体どうなのかなと。

19ページの南町地区福路2丁目で、この鉄道線沿い、石北本線ですか、これに沿った形で林帯が残っていますよね。先ほど、サッカー場だとかのそういうスポーツ施設的なものを造るという説明があって、こういった林帯はどうなるのかというのを、例えば次の地区においても結構緑が残っているんですけど、そういったものの扱いはどうなるんですか。

都市的な利用をするということについてはよろしいんですけども、そういった林帯はどういう形で残されるのか、若しくは残さず全部切ってしまうのか、いわゆる「他地域への影響」という部分なんですけれど。

□ 事務局（平賀主幹）

この部分につきましては、林の部分はそのまま残しておくということで聞いております。

□ 中村会長

はい。わかりました。

他、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、最後にまた全体を通して伺うこととしまして、弟子屈農業地域についてはいかがでしょうか。

（発言なし）

それでは私の方から。31ページをご覧くださいと、先ほど幼稚園があったりしたような場所を含めて、様々な場所に緑がありますよね。特に北の方だとか。これについての取扱いはどうでしょうか。

□ 事務局（平賀主幹）

これも、先ほどの遠軽町と同様、そのまま林として残置するという事です。

□ 中村会長

はい、わかりました。ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

□ 永野委員

今の話なんですけど、林で残すという形なんですけれども、これは、住宅地の中で、保安林の中の防風林という形にはならないのでしょうか。通常、住宅街の中にこういうふうな林地などがあつた場合に、防風林ということで、よく、いろんところで指定されていると思うんですが、これはどうなんですか。

□ 事務局（平賀主幹）

今回、用途地域に指定するのは、現況が住宅等々で都市的な土地利用が図られているということで、何ら、土地の形状を変更することなく、地区を指定するという案件でございます。開発行為等は行われたいものとなっています。

この林の部分は、一部は地域森林計画対象民有林ですが、保安林にはなっておりません。

□ 中村会長

よろしいですか。

他、いかがでしょうか。

それでは、全体を通じていかがでしょうか。特にありませんか。

（発言なし）

それでは、ご異議もないようですので、諮問を受けました「北海道土地利用基本計画の変更」については適当と認めて、その旨答申してよろしいでしょうか。

（複数委員から「はい」の発言あり）

はい、ありがとうございます。それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、北海道土地利用基本計画の変更については、適当である旨答申をすることに決定いたします。

なお、答申の文案と知事への提出につきましては、私に一任いただくということで、よろしいでしょうか。

（複数委員から「はい」の発言あり）

ありがとうございます。では、そのように取り進めさせていただきます。

これで議題1については終わりましたので、この後、ちょっと長めの説明で、先ほどお話しした国土利用計画（北海道計画）の変更についての審議がありますので、ええと5分で大丈夫ですね、5分間、14時15分まで休憩いたします。

－ 休 憩 －

5 議事（国土利用計画（北海道計画）の変更について）

□ 中村会長

それでは、再開したいと思います。

議題2「国土利用計画（北海道計画）の変更について」ですが、知事から諮問があります。

□ 事務局（城田課長）

知事から「国土利用計画（北海道計画）の変更について」諮問させていただきます。

よろしく願いいたします。

□ 中村会長

ただ今、本審議会に諮問がありました。

それでは、「国土利用計画（北海道計画）の変更」について審議してまいりたいと思います。
事務局から説明をお願いいたします。

□ 事務局（平賀主幹）

それでは、「国土利用計画（北海道計画）の変更」について説明させていただきます。以下、「北海道計画」と略させていただきます。

本日は、北海道計画の変更にあたり、素案（案）を取りまとめましたので、これについてご審議いただきたいと存じます。

いただいたご意見を踏まえまして、今後、素案として作成していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、資料につきましては、事前にご説明等をさせていただきましたが、その際、お時間をいただいたことにつきまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

なお、本日お配りしております資料は、事前にお配りした後、庁内の調整等を行って一部修正を加えておりますので、ご了承願います。

まず始めに、変更にあたっての考え方等についてご説明いたします。

資料2-1をご覧ください。

まず、「1」の「計画の性格」でございますが、北海道計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づきまして、全国計画を基本として、北海道の区域における国土の利用に関して基本的な事項を定めた計画であり、総合的かつ長期的な土地利用に関する行政上の指針となるものでございます。

すなわち、土地利用の配分と土地利用の基本方向を定める長期の目標、いわばビジョンであり、したがって、計画には具体的な施策等は記述しておりません。

また、北海道計画は、道の総合計画の特定分野別計画に位置づけられるものでございます。

次に、「2」の「計画変更の理由」でございますが、「※」印にありますとおり、現行の計画は、平成20年12月に策定した第4次の計画で、目標年次を平成29年としており、今回の変更は、目標年次の前に行うこととなりますけれども、(1)から(3)に記載しておりますとおり、北海道計画の基本となる全国計画が昨年8月に変更されたこと、道の新しい総合計画が今年3月に策定されたこと、人口減少に伴い土地需要が減少する中であって、土地利用の質的向上がより重要となってきたことや自然環境への開発圧力が減少していることなど、道土利用をめぐる状況が大きく変化していることなどから、今般、計画を変更しようとするものでございます。

「3」の「計画変更にあたっての考え方」でございますけれども、道土利用をめぐる状況の変化や課題等を踏まえまして、全国計画を基本に、道の総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って、所要の変更を行うこととしたところでございます。

また、計画の目標年次につきましては、全国計画の目標年次が平成37年であること、道の総合計画の計画期間が平成28年度から平成37年度までの10年間であることを踏まえ、平成37年としております。

最後に、「今後のスケジュール」でございますけれども、本日の審議会でのご議論を踏まえて素案を作成し、北海道議会へ報告するとともに、パブリックコメントの実施や市町村の意向把握、国との事前調整等を経まして、原案を作成し、当審議会にお示ししたいと考えているところでございます。そして、来年1月には案をお示ししまして、今年度中に北海道計画を決定したいと考えております。

続きまして、資料2-2をご覧ください。A3版でお配りしている資料です。

これは、計画の構成を、現行の北海道計画、それから全国計画と比較したものでございまして、左側が現行の北海道計画、右側が全国計画、そして真ん中が素案（案）となっております。

国土利用計画に定める事項についてでございますけれども、国土利用計画法施行令第1条で、国土利用計画は、「1 国土の利用に関する基本構想」、「2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」、「3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」について定めることとされておりました、四角で囲んだ部分がそれでございます。

この四角で囲んだ部分を大項目とすれば、その下に、カッコ書きの数字の項目が中項目、カタカナの項目が小項目、さらにカッコ書きのカタカナが細項目というような構成にしているところがございます。

素案（案）と全国計画を比較していただければお分かりのとおり、北海道計画は、全国計画を基本とすることになっておりますことから、同じ構成としているところでございます。

また、現行の北海道計画との比較におきましては、計画策定の前提となる土地利用をめぐる状況や課題等が、現行計画の策定時と変わってきておりますことから、その構成や内容に違いがございます。

真ん中の「第5次北海道計画 素案（案）」をご覧ください。

まず、「1」の「道士の利用に関する基本構想」では、（1）道士の状況、（2）道士利用の基本方針、（3）地域類型別の土地利用の基本方向、そして、（4）利用区分別の土地利用の基本方向について、それぞれ記述しております。

まず、「（1）道士の状況」についてですが、全国計画ではこれに対応する記述はございませんが、北海道計画を理解する上で、道士の特性や優位性、可能性等の視点を踏まえた道士の状況を認識することが必要であることから、現行計画同様、冒頭で記述しております。

「（2）道士利用の基本方針」では、「道士利用の基本理念」のほか、「土地利用をめぐる基本的条件の変化」、また、こうした変化を踏まえ、「本計画が取り組むべき課題」、そして、課題に取り組むための「道士利用の基本方針」を記述しております。

また、「（3）地域類型別の土地利用の基本方向」では、道士の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が混在する地域類型別の土地利用の検討が必要であることから、道士を「都市」、「農山漁村」、「自然維持地域」の3つに分類し、各地域ごとの土地利用の基本方向を記述しております。

それから、「（4）利用区分別の土地利用の基本方向」では、農地や森林、宅地等、利用区分ごとの土地利用の基本方向を記述しております。

なお、青色の「コ レクリエーション用地」につきましては、全国計画に記述はありませんが、観光振興は道の重要な施策の一つであることから、現行計画同様、記述しているところでございます。

次に、「2」の「道士の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」ですが、（1）で、アの「計画の目標年次」や、イの「基礎的な前提」として、目標年次における本道の人口及び世帯数、また、「オ 目標年次における規模の目標」といたしまして、目標年次における農地や森林などの地目ごとの面積目標などを記述しているところでございます。

（2）の「地域別の概要」では、北海道を6つの地域に区分いたしまして、その地域ごとに目標年次における地目ごとの面積等を記述しております。

2ページをご覧ください。

「3」の「2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」ですが、「2」の目標を達成するために、「（1）土地利用関連法制等の適切な運用」でございませうとか、「（2）道士の保全と安全性の確保」など土地利用上必要とされる保全及び転換等に関する措置の概要を記述しているところでございます。

なお、青色の（2）の「ウ 効果的な海岸保全施設の整備等」につきましては、本道は四方を海に囲まれ海岸線が長く、海岸保全施設の整備は重要であること、また、（4）の「シ 公共事業における環境への配慮等」につきましては、本道では、公共事業への依存が高く、その実施に当たっては、環境への配慮が必要であることから、全国計画には記述はございませんが、現行計画同様、記述しているところでございます。

それから、（4）「コ 水資源の保全」についてでございますが、道では、平成24年3月に「北海道水資源の保全に関する条例」を制定いたしまして、本道の貴重な財産である水資源の保全に取り組むとともに、水源周辺における適正な土地利用を推進しておりますことから、新たに記述をしたところでございます。

それから、最後、（8）の「北方領土対策の推進」でございますけれども、北方領土は道の行政区域であることから、領土返還後の道士の計画的な利用を図るため、現行の計画から記述しておりまして、本計画でも記述することとしているところでございます。

それでは、素案（案）の内容につきまして、資料２－３と資料２－４でご説明したいと考えております。

素案（案）の作成に当たりましては、先程来申しましたように、全国計画を基本としておりますことから、その方向性や内容については全国計画になっておりますが、本道の特性や実情等を踏まえて加筆・修正を行っております。

また、現行の北海道計画に記載されているもので、考え方等が変わらないものにつきましては、同じ記述としているところでございます。

それでは、資料２－３の「概要」を中心にしまして、資料２－４の「本編」につきましては適宜ご説明させていただきます。

それから、関連するデータ等をまとめた参考資料１も併せてご覧いただければと思います。

まず、資料２－３の「１ 道土の利用に関する基本構想」についてでございますが、現行計画策定後における「土地利用をめぐる基本的条件の変化」といたしまして、本編では２ページになりますけれども、人口減少に伴う土地利用の縮小、人口減少に伴う自然環境への開発圧力の減少、相次ぐ自然災害の発生、この３つを記述しているところでございます。

人口減少に伴いまして土地需要が減少し、土地の利用は様々な形で縮小いたしまして、その結果、道土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大が懸念されますことから、本格的な人口減少社会における道土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となっているところでございます。

また、その一方で、人口減少は、自然環境に対し開発圧力の減少をもたらせるものでございます。この機会をとらえ、自然環境の保全・再生を図ることが重要となります。

また、近年、大規模な自然災害が相次いで発生しておりまして、より安全で持続可能な道土利用の実現が求められているところでございます。

こうした土地利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえまして、本計画が取り組むべき課題を３つ記述しております。

まず、「人口減少による道土管理水準等の低下」でございます。本編では、２ページから３ページになります。

北海道は、全国より１１年早い平成９年の約５７０万人をピークに、全国を上回るスピードで減少が続いております。人口減少が進展している地域では、中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家が増加し、土地利用の効率の低下が懸念されていること、農山漁村では、農地の転用や高齢の農業就業者の離農等によって農地が荒廃し、農地面積が減少していること、また、それに伴い農地の管理水準の低下が懸念されること、また、森林の所在地に住んでいない森林所有者の増加等により、長期間放置されている森林が多く存在していることなどについて記述しております。

二つ目の課題は、「自然環境と美しい景観等の悪化」です。本編では、３ページから４ページになります。

これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等では、今後、土地への働きかけの減少により、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、侵略的外来種の定着・拡大が懸念されること、気候変動に伴う自然環境への悪化や生物多様性の損失が懸念されることなどについて記述しております。

そして、三つ目の課題は、「災害に対して脆弱な道土」ということでございます。本編では、４ページから５ページになりますけれども、本道では、根室沖から択捉島沖にかけてマグニチュード８クラスの強い地震が今後３０年以内に７０パーセントという高い確率で発生すると想定されていること、また、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、水害、土砂災害の頻発化・激甚化が懸念されること、このため、安全性を優先する土地利用への転換が急務となっていることなどについて記述いたしております。

こうした課題に取り組むために、それぞれの課題に対応する形で、３つの「道土利用の基本方針」を記述しております。

まず、「適切な道土管理を実現する土地利用」ということでございます。本編では、５ページから６ページになりますけれども、地域の状況を踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点に集約し、郊外部への市街地の無秩序な拡大を抑制すること、低・未利用地や空き家を有効活用いたしまして、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る

こと、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、農業の担い手への農地の集積・集約化を進めること、道土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を進めることなどについて記述しております。

二つ目は、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用」でございます。本編では、6ページになります。

森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成を図ること、生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を進めること、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など、自然環境の有する多様な機能を積極的に活用したグリーンインフラの取組を進めること、野生鳥獣被害対策や外来種対策を推進すること、本道の貴重な財産である水資源の保全と水源周辺における適正な土地利用の確保に努めることなどについて記述しているところでございます。

そして、三つ目は、「安全・安心を実現する土地利用」でございます。本編では、6ページから7ページになりますけれども、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限すること、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取り組みを進めること、また、諸機能の分散配置やバックアップを推進すること、電気、ガス、上下水道等のライフラインの多重性・代替性を確保することなどについて記述しております。

更に、概要には記載しておりませんが、本編の7ページから8ページにかけまして、今申し上げました取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下して管理することは困難であることが想定されることから、複合的な施策の推進や最適な土地利用の選択に努めること、また、地域住民や企業、行政、更には他地域の住民など多様な主体による道土の適切な管理を進めることについて記述をしているところでございます。

次に、概要の1ページの下段、「地域類型別の土地利用の基本方向」でございますが、先ほど、計画の構成の中でもご説明いたしましたが、道土を「都市」、「農山漁村」、「自然維持地域」に分類いたしまして、各地域ごとの土地利用の基本方向を記述しております。

まず、「都市」につきましては、本編では、8ページから9ページになりますけれども、地域の状況等を踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点に集約すること、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や、既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、より安全な地域へ集約を図ること、新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方で、農林業的土地利用等からの転換は抑制することなどについて記述をいたしております。

次に、「農山漁村」につきましては、本編では、9ページから10ページになりますけれども、農業の担い手への農地の集積・集約化や農地の良好な管理、森林資源の循環利用や森林の適切な整備・保全を進めることによりまして、良好な道土管理を継続し、美しい景観を保全・創出することなどについて記述をしているところでございます。

「自然維持地域」につきましては、本編では、10ページになりますけれども、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保、野生鳥獣被害対策や外来種対策の推進などについて記述しております。

次に、裏面の2ページをご覧ください。

「利用区分別の土地利用の基本方向」ということで、本編では、10ページから14ページに記載しております。これは、農地や森林など地目ごとの土地利用の基本方向を記述したものでございまして、まず、「農地」でございますけれども、北海道は我が国有数の食料供給地域といたしまして、国民全体の食を持続的に支える重要な役割を担っておりますことから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保や、荒廃農地の発生抑制・再生・有効利用を進めるとともに、農地中間管理機構の活用による農地の集積・集約化を進めることなどについて記述をしているところです。

また、「森林」につきましては、本道の森林は、我が国の森林面積の約4分の1を占めており、地球温暖化への対応などその果たす役割は大きいことから、適切な森林の整備・保全を進めるこ

と、道産材の利用拡大を通じた森林資源の循環利用を進めることなどにつきまして、記述をいたしております。

「住宅地」については、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図ること、積雪など北海道の特性に配慮した望ましい居住水準と良好な居住環境を形成すること、また、低・未利用地や空き家等の有効活用を優先することなどについて記述しているところでございます。

なお、利用区分については、ほかに「原野等」、「水面・河川・水路」などの項目もございしますが、内容につきましては本文の方をご参照いただければと思います。

続きまして、「2 道土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」についてです。

本編では、14ページになりますが、恐縮ですがこちらをご覧ください。

まず、(1)の「ア 計画の目標年次」は平成37年とし、基準年次につきましては、農地や森林等の最新のデータが揃っている平成26年としております。

「イ 基礎的な前提」については、目標年次である平成37年の人口、世帯数について記述しておりますが、「国立社会保障・人口問題研究所」による推計を用いまして、平成37年の人口をおよそ496万人、世帯数につきましてはおよそ232万世帯と想定しているところでございます。

「ウ 道土の利用区分」につきましては、農地、森林、宅地等の地目別区分としていただいております。

それから、本編の16ページに目標年次における利用区分ごとの規模の目標を掲載しておりますが、これは、先程来ご説明しました道土の利用の基本構想に基づく平成37年の規模の目標でございまして、設定に当たりましては、「エ」に記述しておりますとおり、将来人口や各種の計画等を前提として、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行って定めているところでございます。

なお、規模の目標値につきましては、今後の経済社会の不確定さなどに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものでございまして、ガチガチのものではないということをお知らせいたします。

それでは、16ページの説明に当たりましては、参考資料1の7ページ以降を併せてご参照いただければと思います。

まず、「農地」でございすけれども、平成37年の目標を、平成26年の11,481平方キロメートルから63平方キロメートル減らしまして、11,418平方キロメートルとしたところでございます。これは、参考資料にありますとおり、これまでのすう勢が今後も継続した場合には、荒廃農地の発生等で218平方キロメートル減少するのを、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化など荒廃農地の発生抑制や再生等の施策等の推進により155平方キロメートル抑制することで、減少を63平方キロメートルにとどめるとしたものでございます。

次に「森林」でございすけれども、国土の保全や水源の涵養など森林の有する多面的機能の発揮や地球温暖化対策などを進めるため、昨年5月に策定されました全国森林・林業基本計画や道の地域森林計画におきまして、森林面積につきましては、計画期間中、同水準を保つこととしておりますことから、平成37年の目標を、平成26年と同水準の55,482平方キロメートルとしていただいております。

次に、「原野等」でございすけれども、貴重な自然環境としての原野や採草放牧地は、生態系保全の上でも重要であり、一定面積を保全・確保する必要があることから、平成37年の目標を、平成26年の2,073平方キロメートルから42平方キロメートル減の、2,031平方キロメートルとしたところでございます。

次に、「水面・河川・水路」でございすけれども、計画期間中のダムの完成や河川の整備等に伴い、面積の増加が見込まれることなどから、平成37年の目標を、平成26年から38平方キロメートル増の2,645平方キロメートルとしていただいております。

次に、「道路」でございすけれども、高速自動車国道の新たな供用でございすとか、森林の整備・保全に伴う林道の整備などによりまして、面積の増加が見込まれることから、平成37年の目標を、平成26年の1,966平方キロメートルから83平方キロメートル増加させまして2,049平方キロメートルとしていただいております。

次に、「宅地」でございす。

まず、宅地の中の「住宅地」です。住宅地につきましては、これまでは漸増傾向にありますが、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれること、マンション等の共同住宅に住む人の割合が増加していること、高齢化社会を迎え、高齢者向け共同住宅や社会福祉施設などへの入居が進むこと、空き家対策が進むことなどによりまして、今後の住宅需要は落ち着くものと見込まれますことなどから、平成37年の目標を、平成26年と同水準の607平方キロメートルとしているところでございます。

「工業用地」については、面積は、近年、減少傾向にありましたが、ここ数年、事業所数や従業員数の減少に歯止めがかかっており、製造品出荷額は増加傾向にあること、また、製造業の業況判断指数も好転の兆しが見られることから、平成37年の目標を、平成26年と同水準としているところでございます。

「その他の宅地」につきましては、これは、商業施設や事務所用地、官公庁用地ですが、面積については、事業所数の減少により、増加傾向は鈍化するものと見込まれることから、平成37年の目標を、平成26年と同水準としているところでございます。

次に、「その他」ですが、これは、道土の面積から、これまでご説明いたしました農地や森林等の面積を引いたものでございまして、森林等への転換や荒廃農地の発生抑制などにより「その他」に含まれる土地が減るということを踏まえまして、平成37年の目標を、平成26年の数値から16平方キロメートル減らした3,556平方キロメートルとしているところでございます。

最後に、参考としまして、「市街地」でございますが、これは、国勢調査におけます人口集中地区(DID)の面積でございますが、人口は減少しておりますけれども、人口の都市部への集中などにより市街地面積には大きな変動はなく、当面これまでと同様の傾向が続くと見込まれますことから、平成37年の目標を、平成26年と同水準としているところでございます。

次に、「地域別の概要」でございますけれども、17ページから19ページにかけまして、道央広域連携地域や道南連携地域など、北海道総合計画における6つの連携地域ごとに、ただ今ご説明いたしました利用区分ごとの規模の目標について記述しておりますので、後ほどご参照願えればと思います。

なお、26ページには、この地域別の目標値を掲載しておりますので、併せて参考までにご覧いただければと思います。

それでは、続きまして、「3-2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」についてご説明いたします。

ここでは、「1」でご説明しました「道土利用の基本方針」等も含めまして、これらを達成するために必要な取組の方向性を、「(1)土地利用関連法制等の適切な運用」から「(9)計画の効果的な推進」までの9項目について、事例を加えて記述しているところでございます。

引き続き、本編でご説明させていただきます。

19ページをご覧ください。

まず、最初に、本計画に掲げられる取組につきましては、国や道、市町村はもちろんのこと、地域住民や民間企業、NPOなど、多様な主体の参画と各主体間の適切な役割分担に基づいて実施されるものであるということ、あらかじめここで記述しているところでございます。

次に、「(1)土地利用関連法制等の適切な運用」でございますけれども、国土利用計画法をはじめ土地利用関係法の適切な運用や、この国土利用計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じまして、適正な土地利用の確保と道土の適切な管理を図ることなどを記述しているところでございます。

それから、「(2)道土の保全と安全性の確保」では、治水施設など国土保全施設の整備や、より安全な地域への居住等の誘導に向けた災害リスクの高い地域の把握・公表、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地、関係法令に基づいた規制区域の指定について、20ページになりますけれども、森林の持つ道土の保全等に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林の整備、面的防護方式を導入するなど効果的な海岸保全施設の整備、ライフラインの多重性・代替性の確保、都市防災について記述しているところでございます。

それから、「(3)持続可能な道土の管理」につきましては、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を都市中心部や生活拠点等へ誘導すること、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保や農地の集積・集約化、それから、地域共同による農地や水路等の適切な保全管理活動の取組への支援、21ページになりますけれども、CLTなど新たな木材製品の普及による木

材需要の創出や森林の適切な整備・保全等を通じた持続可能な森林管理、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理など健全な水循環の維持又は回復などについて記述しているところがございます。

「（４）自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保」につきましては、公有地化や関係法令に基づく行為規制等による優れた自然環境や自然景観の保全等、２２ページになりますけれども、希少な野生生物に配慮した土地利用の推進、森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成、それから海岸林による津波災害の軽減など、自然生態系を活用した防災・減災対策の推進、野生鳥獣による被害防止対策の推進や侵略的外来種の徹底した防除・拡散防止等、それから、リデュース、リユース、リサイクルの３Ｒの一層の推進等、これらについて記述しているところがございます。

２４ページでございますけれども、「（５）土地の有効利用の促進」につきましては、空き家バンク等による空き家の利活用の促進、不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない「所有者の所在の把握が難しい土地への対応」について記述をしているところがございます。

「（６）土地利用転換の適正化」につきましては、土地利用の転換を図る場合には、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況など自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこと、大規模な土地利用の転換は、その影響が広範囲に及ぶことから、事前に十分な調査を行い、道土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮して、適正な土地利用を図ること、農地と宅地等が混在する地域においては相互の土地利用の調和を図ることについて記述しております。

それから２５ページでございますけれども、「（７）道土に関する調査」につきましては、特に、地籍調査の実施による土地境界の明確化は、土地取引や民間開発、被災後の復旧・復興の迅速化等に大きく貢献し、極めて重要であることから、着実な推進に努めることなどについて記述をしているところがございます。

「（８）北方領土対策の推進」では、返還が実現された場合には、地域の特性等を踏まえた土地利用を図ることを記述しているところがございます。

最後に、「（９）計画の効果的な推進」では、計画の推進に当たっては、各種の指標を活用することにより、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じることを記述しているところがございます。

以上、大変長くなりましたけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

□ 中村会長

はい、膨大な資料をありがとうございました。それでは、皆さんも私と一緒に、そう簡単に読みくだけてはいないと思いますけれども、様々な立場からお気付きになった点もあろうかと思えますので、どこからでも結構ですので、ページ数を言っていただいて、発言していただくか、若しくは、こんな点はどうなんだということを含めて、ご発言いただければと思います。

いかがでしょうか。

□ 小林委員

それぞれ数値目標が出ているのですが、どう達成するかっていうことが重要なんだと思いますけど、例えば、農地の場合、今言われている、遊休農地を減らすため、荒廃農地の発生を抑えるっていうのがありますが、地域によって荒廃農地の状況というのは違うんですね。

そうすると、その地域に合った荒廃農地（の抑制）、農業政策そのものもそうなんですけど、もう少しその地域に合った、例えば十勝と石狩は違うという政策が必要だと思うんですけど、農地を有効利用でどうするかということになると、農地の集積をどう進めやすくするかっていうことなんですけど、所有者と使用者との関係があって、なかなか難しい問題があって、そういう仕組みをどう変えてやるのかということですね。

もう一つは、集積と併せて、土地基盤整備をもう少し進みやすくするっていうこと、例えば、十勝の場合でいくとですね、集積を賃貸でやる場合、なかなか土地改良事業が進まない。お互い、

使用者もそうですし、所有者もそうですけど、なかなか土地改良をする意欲がちょっとということで、なかなか進まない。そこはやっぱり良い農地をどう作って集積をしていくかっていうことが進んでないと、なかなか進まないのかなって感じがするんです。

それと、もう一点ですね、私も自治体では今、空き地、それから空き家の問題っていうのがあるんですけど、空き地・空き家については、環境だとか危険性ということで指摘があるんですが、今は人口減少の中です、どう、空き家・空き地を利用するかっていうことを、地方創生なんかでも、空き家バンクを作るだとか、データベース化を図るといってことをしてるんですけど、なかなか。要するに所有者がどう提供してくれるかっていう仕組み作りなんですけど、例えば、固定資産でいくと、空き家を壊すと固定資産税が6倍になるとかっていう話もあって、もう少し、所有者が土地利用として提供できるっていう仕組みを使っていけないと、なかなか進まないのかなって感じがするんですけど、そんなことを是非検討いただければと思うんです。

以上でございます。

□ 中村会長

ええと、どうでしょうか。一つ一つ、まずは聴くということでよろしいですか。予定によると、今日は素案を提出されていて、来年の1月の審議会で素案から案を決定するというので、今回の素案に対して皆さんの意見を取り入れたり、あとはパブリックコメントをします、そういうものも入れながら決めるということになるんですけども、今回は、分野は違ったご意見が今からたくさん出てくると思いますので、ひとまずご意見をお伺いして、答えられることについてはコメントいただくということで、今の件についてはいかがですか。

良いですか。考慮するというのでよろしいですね。

特に小林委員の方から何か答えていただきたいものってありますか。

□ 小林委員

いや、是非、検討していただければと思います。

□ 中村会長

では、そういうことでお願いいたします。

他、いかがでしょう。

□ 永野委員

確認を二点ほどしたいんですけど、参考資料1の7ページ、言葉の定義、農地の定義なんですけれど、一番上に農地は「耕作の目的に供される土地」となっておりますよね。農地法上とはちょっと違っていると思うんですけど、確か農地法は、農地とは「耕作の目的に供される土地で、採草放牧地はそれ以外の土地をいう」という項目があったと思うんですけど、この農地の中には、採草放牧地というのは含まれているんですか。

□ 事務局（平賀主幹）

現行の4次計画までは、田と畑と採草放牧地を含めまして農用地という表現を使っていたんですけども、その「採草放牧地」につきましては、世界農林業センサス等から引っ張って来ていたんですが、今般、世界農林業センサスで採草放牧地が調査対象から外れたため、把握ができなくなりました。したがって、国におきましては、これまで農用地の中に採草放牧地を含めていたんですけども、農用地から採草放牧地を取りまして、それで農地という、田と畑の二つ合わせて農地という定義にしていたところです。採草放牧地につきましては、原野等ということで、原野等の中に含めて今計画から整理しているところでございます。

□ 永野委員

ありがとうございました。

それともう一点なんですけど、資料2-4です、21ページ、ここで林業関係が載っていますけれども、「ウ 持続可能な森林管理」ということで、具体的な施策というものが書かれています。だいたいこの北海道計画ですね、国土利用計画はおおざっぱな方向性という形で掲げて

いると思うんですけど、確かにここで、分野で考えたら必要なことなんですけども、目的のためには当然手段が必要だと、ここをですね、持続可能な森林管理ということはやっているんですけど、じゃあ具体的にどうするかということなんですけど、これ、最終的には人がやることなので、やはりこの人材育成とかですね、そういったこともちょっと織り込む必要があるんじゃないかと。

具体的にはですね、ご存じだとは思いますが、今、担い手センターがやはり後継者を育てるということでいろいろ取り組んでいる動き等があると思います。そういったことを含めて少しですね、人材育成という文言を何か、入れたらいいかなと。これを読んだら、人ということが書いていませんので。林業の成長産業化を進めますということなんですけど、やっぱり人があつての成長産業化だと思しますので、それを少し、加えていただけたらと思います。

以上です。

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

□ 大場委員

資料2-2で、ちょっとよろしいですか。

一番下の方の行になるんですけども、全国計画で、(ク)で人口集中地区、市街地、D I Dって簡単に言うんですけども、これが北海道計画の方にはないのは、先ほど、D I D地区が横ばいといいますか、同一水準だということの説明がありましたけれども、その関係で載せていないんでしょうかということが、まず一点。

続けてですね、ちょっと申し訳ないんですけども、2ページ目の真ん中あたりにあります、水資源の保全ということで、素案の中にも6ページとかに出ていて、直接関係ないんですけども、24年からの条例の関係で、事前届出になって、その事前届出の件数がどれぐらいあるのか、もし、この場で答えられなければ何かの機会に教えていただければ良いんですけども、水資源の保全ということに関して、そういった条例の関係、効果が分かるようなものがあれば、その文言についていろいろな書き方が出てくると思いますので、もし分かればちょっと教えていただきたいんです。

とりあえず、その二点をお願いします。

□ 中村会長

それでは最初の方の説明と、質問に対して回答をお願いします。

□ 事務局（平賀主幹）

はい。資料2-2の1ページの一番最後の部分だと思うんですけども、D I Dにつきましては、本文の中では16ページで全道分につきましては記述はしているところがございます、それで、全国計画で書かれているこの(ク)につきましては、地域別のD I Dを記述する部分でございます、道では、区域を6つに分けているんですけども、ちょっとその6つの区域について、D I Dがなかなか算出できないというのがございまして、それで、現行計画もそうなんですけれども、今計画でもここは記述していないというところがございます。

□ 大場委員

わかりました。

□ 中村会長

ちょっと、D I Dを説明していただいた方が。急にD I Dという名称が出てきましたので、どういう意味で使われているのかを。三つの頭文字ってたくさんありますので。

□ 事務局（平賀主幹）

はい。参考資料1の16ページをご覧いただきたいと思うんですけども、一番上の方に人口集中地区、D I Dでございますけれども、その定義ということで、ここに書いていることなんですけれども、国勢調査におきまして、したがって5年ごとになるんですが、人口密度が平方キロメートルあたり4千人以上の区域が互いに隣接していて、かつ、これらに隣接する区域の人口が5千人以上あるものを、人口集中地区と言っているところでございます。

□ 中村会長

他、いかがでしょうか。

□ 事務局（城田課長）

先ほどご質問がございました、水資源保全地域の関係なんですけど、条例の施行が平成24年の4月なんですけれども、実際に事前の届出制度がスタートいたしましたのは、24年の10月からでございます。

それで、この3月末、28年の3月までで、事前届出を55件受理しております。

その条例の効果ということなんですけど、この制度は、水資源保全地域という形で指定された地域内で、売買ですとか、その所有権の移転等がある場合に、売り主の方が、その契約の3ヶ月前までに、買い主の方ですとか、利用目的ですとか、そういったことを届け出いただくということにしておりまして、その段階で道として、その土地は例えばこういう規制がかかっていますとか、こういったことに留意してくださいということで、助言書をお渡ししています。そして、売り主の方から、買い主の方に、それを伝えていただくということにしておりまして、そうしたことを通じて、適正な土地利用が図られているというふうに考えております。

□ 中村会長

よろしいですか。では他いかがでしょうか。

（岡村委員）どうぞ。そのあと、工藤委員どうぞ。まずは岡村委員から。

□ 岡村委員

はい。ええと、農地に関してですけれども、資料2-4の10ページ目なんですけど、担い手に農地の集積をするということで、今、集積率、あるいは遊休農地率というのは、国が求めている数値よりも上をいってしまっていて、ある程度クリアはできる、北海道全体でいきますと。ただ、若干の市町村で、クリアできない市町村も今あります。

そういったことで、これから、担い手への農地の集積がずっと続くかということ、大変厳しい状況でもあると。特に、離農によって、高度の農地の集積・確保をしていったときのリスクがあるという部分もあってですね、今、法人化して、規模拡大をして、その周りの農地を吸収していく状況が、北海道も相当出てきているので、そういった方向を、推進なり、支援していかなくちゃならないかなと、そういうふうに思っております。

□ 工藤委員

ええと、二点ほどちょっと、質問というか、お願いといたしますか、お考えをお伺いいたします。

まず、一番複雑なことであり簡単なことでもあるのですが、13ページの中程の(コ)のところに、レクリエーション用地ということで、特に北海道の大地と観光に関することを含めてですね、国の基準にない部分をレクリエーション用地としてわざわざ抜かれたんだというふうに思っていて、これについてはよろしいと思うし、かつ、大事なことだと思っているんですが、ちょっと内容が少なすぎるのではないかと。それから、その後の(サ)も、いわゆるゴルフ場・スキー場等の大規模な跡地、いわゆる北海道的にこう、やった後ですね、民間の経営ですから、終わった後そのままになってしまう。若しくは、今、夕張でもそうですけど、レースイの後がどうなるのか、あれは市町村がすべて対応すればいい話で、道はそれはいいんだよ、ということであれば良いのですが、これは、少なくとも、国土利用の計画の基本であればですね、そういうものに対する道の積極的な応援とか支援とか加担的な調整も含めてですね、そういう方向の記述があっても良いのではないかなとちょっと思ったのが一つ。

もう一つはですね、このレクリエーション用地の中には、私が仕事で携わった中では、農業高校の跡地を大学が取得して、食育ということで、授業をやったりしているんですね。その中で、学校用地という用地になっているところもございしますが、実際は農地なんですね。

ですから、そういうレクリエーションの中でも、多様性がございまして、外国や内地なんかですと、農家ホテルのようなものがいろいろございしますが、北海道でも、少なくともそういうものにより、やがては多様化してくるということもございしますので、そういうようなレクリエーション用地というべきなのかどうか、食育も含めていろんな多様性のものの調整についてですね、北海道ならではのところのものがございしますので、調整的なもののお考えを記載していただければ良いのかなというふうにちょっと思いました。それが一つ。

あと、もう一つですね、これは私が言うべきことではないと思うのですが、奥尻の時、町の課長さんに聞いたりしたんですけども、災害の後にですね、あそこは町長さんを含めて一生懸命おやりになる方がたくさんおられて、小さい町だったから良かったんだろうと思いますが、実は不在地主の処理が防災上非常に障害になったということを知っています。

今回、東北でも、まあ、北海道の場合は一つの道というか県ですからよろしいんですが、東北の場合はいろいろ他県にわたっているながら、その不在地主の件が邪魔になっている部分もあったりしてですね、少しはそういうことが今回の回復の動きの障害になったのではないかというふうに思ったりもした部分があったので、先ほどもお話が出ましたけれど、いわゆるその不在者に対してですね、災害になった時に直ちに道が関与をして、市町村と打ち合わせの調整をしながら、そういう部分を早く片付けて、災害を早く処理をするといった部分の記載があったら、この中にもちょっと記載はありますけど、その部分が膨らんでいればと、私は仕事で奥尻を見たり、今回の東北の災害の後を全部回ったりもしたんですけど、そういうふうに、ふと思ったのがありましたので、ちょっと余計なことでもございしますが、

以上です。

□ 中村会長

ありがとうございます。

あの、私も実はこの24ページの、イのところなんですけれども、「所有者の所在の把握が難しい土地への対応」ということで、不在村地主とか、森林もそうでしょうし、農地もそうでしょうし、災害の問題もそうなんですけど、例えば、トラストで土地を購入しようとしてもそれが分からない、所有者自体、本人が土地を所有していることも、世代が交代してしまっていると分からない状態になっていると思います。

ですから、ここに書いてある災害に強い国土だとか、自然環境豊かな国土ということのを両方やっていく上で、どんどんこの土地の問題として、その所有者が分からない状況というのがすごく大きな問題にこれからもなっていくと思うので、ここでは関連する既存制度の活用と（ありますが）、関連する制度で本当に活用ができるのかという、そういうことを含めて考えると、もう少しこう、一歩前に出た、何らかの、今工藤委員がおっしゃったような内容を埋め込むべきではないかなとも思いましたので、ご検討をお願いいたします。

他いかがでしょうか。

□ 平間委員

あの、このような会議は初めてなのでちょっと素朴な部分も含めてなんですけれども、まず、第4次の北海道計画と第5次北海道計画の素案ということで、まあ、計画ですので、大きな柱のみぼんぼんとか掲げておられるという、ただ思うのは、やっぱり大きな計画を掲げていても4次計画で、やっぱりここはちょっともっと力を入れた方が良いなとか、そういうものってなかったのかしらというのの一つ。

それから、その4次計画と、ちょっと計画と全然違うんですけど関連ということでよろしいですか。何年前に森林税ということで、森林をきちっとその皆で大切にしましょうということで、道民1人当たり500円の森林税という提案がなされたことがあるんですね。提案です。通りませんでした。で、4次計画の北海道計画の時なんだろうかね、計画と裏表の位置だったのかなあと。そういった時にそういうものが通らなかったわけで、その後の森林の、手当というか、そういう施策はいったいどうなったのかなあと。

お分かりのように、先ほどから言いますように、気候変動が非常にその激甚の、ここ数週間もそうですけど、釧路地区でも木がバタバタ倒れたりというのがあるんですけど、ますますそのコストの掛かる時代に、そういった時に、本当にこういう総合計画を立てて、実際どのようにやっていくって、先ほどどなたかが人材育成とおっしゃっていたんですけども、やっぱりこれをこなしていくためのものを、しっかりこれから考えながらやっていかれるんだろうけれども、森林税の件は、新税ですのであれなんですけども、この計画をしっかり実行していくためにっていうんでしょうかね、そういうものが、直接計画には関係ないんだけど、ちょっとそのあたりはどうなのかしらと。森林について非常に、あの、釧路も森林が多い地域なので、その部分で、今回の計画案は計画案としながら、今回、民間の力も借りながらといろいろと出されてはいるけれども、単に計画で作っただけではなく、やっぱり実行をどう担保していくかが、すみません、慣れないものですから。

□ 中村会長

はい。わかります。たぶん、おっしゃっているのは、第4次の段階でたぶん同じ計画があったと思うんです。それで、その中で達成できたものと、できていないもの、若しくはなぜ今の、例えば水源税の問題だと思うんですけど、水源環境税みたいなものが、例えば神奈川県にはあって北海道では何もしていないとかですね、そういう、3・4次段階での、ある意味反省というか、その見直しを含めた上での第5次ということがあるんじゃないか、そこが完全に抜けてしまって、国の計画に沿った形で第5次に入ってくると、その繋がりが非常に見えづらくなっているということで、ちょっとその4次に水源環境税のことが書かれたかどうかはよく知らないんですけど、基本的には一時確かに高橋知事も含めて、1人当たり年間500円というような話があって、これ、相当な都道府県が既に導入していると思うんですけど、北海道は導入していないということで。

今、ぱっとではなくても良いんですけど、何らかの形で、前の第4次で議論されていたことが、どういう形でクリアできて、その上のある意味反省点に立った上で、第5次をどうやって作っていくかというものも必要ではないかとおっしゃられるのは、やはりそのとおりでなと思います。

何か、今の段階で答えることはありますか。特にないですか。

例えばですね、それは、この参考資料があるじゃないですか。事前説明の時、ちょっとお話ししたんですけども、例えば7ページを見ていただくと、この目標値というのがそれほど大きな意味を持たないなら良いんですけど、これが意味を持つならば、この第4次目標は明らかにうまくいっていない。この矢印を見る限り、当初予定したのが11,670(平方キロメートル)なのに、実際には11,481(平方キロメートル)まで減っているわけですよ、現状は。それをまた、ベクトルを横にやる時に、上の方に表になっているのがエビデンスだとは思いますが、本当に11,418(平方キロメートル)かと言われると、この下がりカーブから見ると、とてもそれには見えづらい。

これはすべて公開されるわけですよ。で、パブコメにも入るわけですよ。そうすると、今あったように、目標というの、そんなに意味がないならば良いんですけど。最後の、これが結果ですね、集まると。ページ15を皆さん見ていただくと、ページ15の目標というの、これはないだろうという。このカーブからどうやってこの目標が出てくるかという、結局差し引きした最後の値がこれになっちゃうものですから、これだけ下がるという形ですよ。

僕はこの審議会の会長をやっている、この目標値が非常に重要だと、これは本当にちゃんと本当の目標なんだと自信を持って言うには、ちょっとこのデータは、ぱっと見た感じでは、研究者としてはなぜこうなるのかなということも思っています。

ということで、先ほどの平間委員のご質問に繋がった形で、前回の第4次目標が達成できていない理由は何なのか、そこで、今回は達成するからこのカーブじゃなく違うトラジェクトリーに、軌跡にいくんだといったような、何かがないと。

この目標値というのは、結構あるんですよ。7ページの農地だけじゃなくて、あとは9ページもこれちょっと、原野も怪しいですよ。これもこうなるのかなという気がしますし、あとはだいたい、そんなにひどくというのはないんですけど。この目標値についても、きちっと本当にこれが目標なんだと、国土利用としてこれくらいに抑えていくんだと、そのための施策を打つんだということであるならば、もう少し精度の高い目標値を出していかないと、お決まりの、あまり

信頼性がなくても良いのかなみたいな、そんな議論をされかねない。パブコメに出したら、少なくともぱっと7ページのを見たら、そう思うんじゃないかなという気がしました。

はい、他いかがでしょうか。

□ 迫田委員

はい。資料2-4の第5次素案21ページで、ええと、「カ」ですね、「まちなみ景観の保全等」、ここに書かれてあること自体に異論があるということではないんですけども、その一番最後のところに「また、歴史的風土の保全を図るため開発行為等の規制を行います。」ということで、私の認識が間違っているのなら別なんですけど、私の認識からするとじゃあこれを想定しているのかというと、北海道内において歴史的風土っていうことを考えると、例えば小樽とか函館なのかなというふうに思って、そうなる、実際のところ今、開発圧力なんてないものですから。内地であれば、いろんなどころがあるんですけども、これは単に国の計画がそうになっているから引き写しているだけのような印象を受けて、ここで想定する北海道独自のことを考えたら、例えばアイヌ文化とか、アイヌに関してということでもわかるんですが、これはこの計画の中で考えるべきものではないのかもしれないんですけど、その北海道の独自性とかっていうところがあるのかと。あと、何を想定して書いているんだろう、実際何か具体的に、北海道独自でこれぐらいのことをやろうという何かがあるのかっていうところについて、お伺いしたいなというふうに思います。

□ 事務局(平賀主幹)

はい。お答えは迫田委員の言われるとおりのところが多く占めているんですけども、これは10年先を見た計画なものですから、やはり今後、北海道が観光を含めまして、こういった自然ですとか、歴史的な資源を含めまして、一つの大きな施策の柱としていところでございますので、そのためにもやはり、今後10年間、きちんとそういったものが保全されるような形で記述した方が良いのかなということで、国同様記述しているところでございます。

□ 中村会長

ただ、今、迫田委員がおっしゃったような、何らかの理由があって、先にそういうものがあって書かないと、絵に描いた餅をいくらでも書いても、これ自体が意味がなくなってしまうので、やっぱり書く以上はこういったことを考えてますと答えていただかないと、本当にこの委員会自体形骸化してくると思うんですね。

ですから、そこをきちんと、書く以上はその内容について説明できるようにしていただければと思います。

他いかがでしょうか。

(発言なし)

えっと私が、まあ、ちょこっとは書いてあるんですけどもやっぱりもう一個気になるのは、アライグマなど外来のものは書いてあったんですけど、昨今の鹿の問題であったり、札幌に出てくるヒグマの問題であったりとかですね。そういったこう、野生動物管理について、本当に、管理する人口が減っていくもんですから、どんどん野生動物が人間の近くに現れる状況が明らかになってるので、そういう意味ではそれについて、もうちょっと書いてあっていいのかなという感じがしました。

それから、各委員がおっしゃった担い手問題についても同じで、猟友会任せでずっとやって来たんですけど、結果的にそれはもう破綻していて、そういう野生動物を管理する人を、若い人を含めて育てなくちゃいけない時代に入ったと思うんですけど、ちょっとその点の内容が見えづらいなあという感じがしました。もし、そういうことが書けるならば、書いておいていただくといいなあという感じがしました。

あと、ちょっと繋がりとして今ひとつだなあと思ったものは、ええと、基本方針のところ、例えばグリーンインフラと書いてあるんですけど、その後の方ではもうグリーンインフラなんて何も出てこないような状況ということで、これも国がグリーンインフラという言葉を使ってい

るから使ったんだとは思いますが、やっぱりグリーンインフラをこう基本方針の中に書いた以上、その各地域類型別であったり、それを達成するための施策みたいなものも、何らかの形で書いておかなければいけないんじゃないのかなという感じがしました。

で、ちょっと同じようなニュアンスとしては、生態系を利用した防災減災とかですね、それはDRRというんですけれど、同じような意味で使われているので、そういう意味では例えば言葉を統一するなりして。一番最後にはグロスリーみたいな、言葉の説明みたいなものを載っけていますよね、これ。それにまたグリーンインフラも書いてないし、どう考えても一般の市民が知っているとは思えないですから、そういうのも含めて、書いておいていただいた方が良いでしょうなという感じがしました。

はい、他いかがでしょうか。

(発言なし)

だいたいよろしいですか。

ひょっとするとまだ読み切れてない面もあるかと思しますので、改めて今日出ていただいて、またご自宅に帰られるなり読んでいただいて、何かあれば、事務局の方に言っていただいて、ええと、どの道パブコメも行いますので、それは意見も道民から出てくると思います。で、それも含めて、次の審議会で、すべてうまく当てはまっていくということはなかなか難しいかもしれないんですけど、なるべくこの皆さんのご意見とか道民のご意見を入れながら、良い国土利用計画にしていきたいと思しますので、お願いいたします。

今日のところはそれでよろしいですか。

(複数委員から「はい」の発言あり)

はい。それではご異議がなさそうなので、その方向で進めさせていただきます。

それでは事務局の方から何かありますか。

はい、それではそちらにお渡しします。

6 その他

□ 事務局（城田課長）

はい。今日は本当に熱心にご議論いただきましてありがとうございます。

まず、事務的な連絡からなんですが、次回の審議会でございますが、1月の審議会の時に、今日の資料でもございましたけれども、11月頃に開催するという事で申し上げておりましたが、本日、様々なご意見をいただきました。そして、この後、議会に報告いたしまして、パブリックコメント、それから関係機関との調整を行います。その結果どうなるか、この素案の案の修正内容によりまして、どういう形で皆様方からご意見をいただくのか、そのあたり、会長とご相談させていただきながら、検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで終わらせていただきますが、最後に私から一言申し上げます。

7 閉会

□ 事務局（城田課長）

本日は、長時間にわたって本当に熱心にご審議いただきましてありがとうございます。

まず、北海道土地利用基本計画の変更につきまして、本日ご了承いただきましたことに、心からお礼申し上げます。この土地利用計画に関しましては、後日、変更についての答申をいただきましてから、国土利用計画法の規定に基づきまして国土交通大臣と協議を行った後、10月下旬を目処といたしまして決定をして公表してまいりたいというふうに考えております。

また、国土利用計画（北海道計画）の変更につきましては、本日いただいたご意見を踏まえまして、来月の道議会の方に報告する予定にしております。今日いただいたご意見をその段階での程度反映できるか、これから調整を進めてまいりたいと考えておりますが、また、中村会長と

もご相談させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、いろいろお手数をおかけしますがよろしくお願いいたします。

その後、パブリックコメント、市町村の意向把握、国との事前調整等を経て、原案という形にしまして、今日いただいたご意見等々も踏まえて再調整をいたします。その段階で皆様方から何らかの形でご意見を賜りたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

今後とも、道の土地利用施策の推進につきまして、ご指導・ご協力をいただきながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

引き続きよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(以上)